

# 平成二十五年十月 TMRセンターを「みわ」に統合 「乳用初生牛買い取り事業」に着手 組合独自の後継者就学金制度を新設



赤木酪連の視察報告を行う大島係長(事業推進課)写真:中央

理事 11名(1名欠席)、監事 4名の出席のもと、生産委員会並びに総務委員会での審議を踏まえ、12の協議事項を審議した。主な協議内容並びに結果は次のとおり。

## 協議事項

### 協議一 TMRセンターの統合

▼第六次中期計画に掲げるTMRセンターの統合に関して、平成二十五年十月を目標に二つのTMRセンターを統合する方針の下、その具体案を審議。

▼審議は、一月二十三日開催の第三回生産委員会からの答申を踏まえ、「庄原TMRセンター」を「みわTMRセンター」への統合を基本に、現有の敷地内(みわ)に設置する倉庫を改造し、機械設備を配置する構想を纏めた。

▼この構想は、購入基礎配合飼料を業者等から調達し、TMR発酵飼料を製造し、この飼料の組合員への供給は、現状の「トランスバック」方式に加え新たに、より発酵品質と嗜好性が向上する『ラップ梱包』方式を併設し、二つの包装形態による供給出荷を可能とする施設とするものである。

とする施設とするものである。

▼この検討にあたっては、①現在開発中の可変径式TMR成形密封装置の現地検討(十一月十日)、②群馬県赤城酪連TMRセンターの視察(十一月二十八日～二十九日)、③利用組合員三十六戸(生乳出荷組合員の約二割)の聞き取り調査等を参考とした。

▼今後は、この実現に向けて①関係業者からの見積提示、②購入基礎配合飼料の調達業者の選定協議、③補助事業制度にかかる行政等への相談と関連調査、④投資計画、⑤庄原TMRセンターの撤去などの取り組み着手を時系列に整理し検討を深めることを決定した。

### 協議二 乳用初生雌牛買い取り預託事業

▼第六次中期計画に基づき、三つのステージ(以降「ST」)に分けて具体化を図る方針の下、各STへの対処状況と共に今後の取り組みを生産委員会の答申を受けて審議し、次のとおり方向性を決定した。

#### ST1…幹旋販売の取り組み

▼自家育成牛が販売可能か否かを問う組合員へのアンケート結果では、初妊

議した。

▼基本的には、災害時の停電発生時の発電機手配は組合員自らが行なうものとし、組合はその経費の四分の一を助成する対策を講じる。また、この対応にあたっては、組合と(株)リョーキ(十ヶ所の営業所配置)との間にリース基本契約を締結し、リース代金の決済を担保に組合員が希望する発電機を借り受けることにより支援することを決定した。

▼今後はこれらの方向付けに基づいて、取扱いルールとなる要領作成と組合員周知を図ることとした。

### 協議六 体細胞簡易測定器の未配備地域への配備

▼南部地域、高宮ミルクボーイ近隣の組合員から体細胞簡易測定器の配備を求める意見が寄せられ、生産委員会の答申を踏まえ審議した。

#### ①南部地域への設置

▼兼ねてより組合員から、抗生物質等の生乳検査依頼が集乳車便では一日遅れ、自らが遠方から持ち込む依頼方法しか無いとする現状から、これらの改

牛が販売可能と回答された組合員も含まれ、再度、九名の組合員に意向調査を実施し、幹旋販売の開始に取り組み。周知方法は、情報誌「らくのうだより」に「初生牛幹旋販売のコーナー」を設ける等して行う。また、このテスト幹旋を踏まえて、この取り扱いをルール化するための要領を作成する。

### ST2…買い上げ対象の増頭対策

▼雌雄判別精液の助成枠の拡大及び、買い上げ制度を目的とする無料配布を検討することとしていたが、無料配布は受胎率の問題・その産子が初生雌子牛買上に直結するか等、不確定要素が多く課題を残すことから無料配布は行わず、自家育成牛増頭のための後継牛対策として助成措置等を講じる対応とする。

### ST3…一時管理施設の整備及び預託・導入牛の発着施設の改善整備

▼この事業創設後の買い取り集畜から北海道預託発送までの一元管理施設、預託・導入事業発着施設及び防疫対応隔離管理施設の整備は、現在使用する借受施設を整備し、預託牛・導入牛の発着施設として整備する。

▼これら施設改善整備と併せて、運搬車両を組合がリース取得する等、集配・

配送業務も含めて、所有者と協議の上、委託契約を締結する方向で改善整備にあたる。

### 協議三

#### 新婚旅行特割酪農ヘルパー利用待遇の措置

▼第六次中期計画に掲げる事項として、生産委員会からの答申を受け、「後継者育成の為の特割酪農ヘルパー利用助成金交付要領」を平成二十四年二月一日付けで施行することを決定した。

### 協議四

#### 後継者就学金制度の措置

▼第六次中期三か年計画に掲げる事項として、生産委員会並びに総務委員会からの答申を踏まえて審議。

▼既にこの制度創設は、過日開催の理事会で、組合単独での資金調達や発生リスクへの懸念、加えて、この問題は全国的な共通課題である後継者支援に関連する位置づけにあることから、組合の内部対応にかかる検討を継続し、上部組織団体(全酪連、全国酪農協会)等に対して、その制度実現に向けて要請を決定していた。

### 協議五

#### 天災等自然災害リスクを想定した発電機の整備

▼これに伴い、「酪農後継者就学金貸付規程」を平成二十四年二月一日付けで施行した。

▼関連記事二十六頁。

▼去る十二月開催の地区懇談会で、東日本大震災では停電等が発生し、酪農家は搾乳が出来ない状況に晒されたことの教訓から、こうした有事の際を想定して、組合の事業所等に発電機を設置してほしいとする組合員からの意見があり、生産委員会の答申を踏まえ審



総務委員会の答申を読み上げる  
鈴木道弘理事(総務委員長)



生産委員会の答申を読み上げる  
岩竹重城理事(生産委員長)

善を求める意見があった。  
▼これらの対応策として、生乳検査体細胞簡易測定器「抗生物質検査(ミルクドクター)を含む」を配備することとし、その設置場所をNOSA I南道家畜診療所等とし、委託管理の協議を行うこととした。この体細胞簡易測定器の取得は、第十七回通常総会の剰余金処分案で承認を得た「乳質改善設備機器積立金」を以て充てる。

②高宮ミルクボーイへの設置

▼管内の体細胞簡易測定器の設置は西部署業所としており、同事業所への持ち込み時間は片道約三十分程度の道程で、三次CSへの集乳車便も確保されており、加えて、現状の利用件数が少ないことから、今回は設置しないことを決定した。

協議十一  
酪農ヘルパー事業運営規程の一部変更

▼傷病時利用において、搾乳頭数二十頭以下の環境で、この酪農ヘルパー員が、その農家が出役する臨時ヘルパー員との共同作業体系となった場合、酪農ヘルパー員が受け取る委託料金は大きく減額(一日出役で四千元)となることから、現行の規程第九条三項の「傷病利用に限る出役について飼養管理する搾乳頭数に関わらず派遣人数一名当たりの定期利用料金、委託料金にかか一部変更を決定した。  
▼この変更に伴い、規程に付帯する酪農ヘルパー利用料金表及び酪農ヘルパー業務委託費表の巻末欄にこの旨の注意記載を行うこととした。

▼但し、今後、検体実績に基づく利用状況が増加し、設置の要望意見が高まれば、その時点で再度検討することを補足した。

協議七  
酪農経営移譲支度金制度の対象範囲拡大への要望

▼去る十二月開催の地区懇談会において、酪農経営移譲支度金規程の施行日以前に経営移譲した組合員から、施行日を遡及して対象範囲に含めてほしいとする意見を受けて、総務委員会の答申を踏まえ審議した。  
▼施行日から遡及することは、組合が定める関連諸規程等の総てに影響する可能性があり、これには応じられないとする決定をした。

協議八  
定款第二十一条(出資口数減少)に基づく申し出

▼正組合員一名から定款第二十一条に基づく出資口数の減少を求める届出があった。  
▼同組合員は、既に酪農業を廃業され、

▼また、これに併せて酪農ヘルパー利用料金表及び酪農ヘルパー業務委託費表の字句について、それぞれ「定期利用料金表」との字句を「定期利用農家」に変更し整備した。  
▼この変更の施行は、組合員への周知期間を考慮して、平成二十四年四月二日から施行した。  
▼関連記事二十七頁。

報告事項

- 1 第六次中期三カ年計画の進捗状況
- 2 地区懇談会の意見要望等の報告
- 3 子会社 山陽乳業(株)の経営状況
- 4 経営上重要な契約(集合動産譲渡担保契約)に付帯する覚書
- 5 平成二十三年生乳計画生産の進捗状況
- 6 中国生乳販連傘下会員の生乳検査成績
- 7 平成二十三年度乳質ペナルティの進捗状況
- 8 3 M事業23の事業着手状況
- 9 リース事業の事務取扱
- 10 個人情報保護に関する法令違反の報告
- 11 職員に対する年末手当の支給
- 12 生乳生産管理チェックシートの新様式
- 13 役員手帳の配布
- 14 赤城酪連TMRセンター視察報告(機械稼働の映像上映)

同条第一項に定める事業の一部廃止に該当することから、百九十二口(額面九十六万円)の減資の承認を決定した。  
なお、この減資による払い戻し時期は、定款の定めにより次回開催の通常総会終了後(七月二日予定)とした。

協議九  
役員賠償責任保険制度への加入更新

▼役員賠償責任保険制度(契約期間平成二十四年二月二十五日から二年)の継続加入を決定した。  
▼加入先は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社。保険掛金は事故補填限度額一億円、賠償保険掛金八十三万円。保険金負担は、前述の理事会決定に準じて、掛金の八万三千円の一割相当額を役員個々の負担分とし、一人当たり五千八百八十八円を負担する。

協議十  
就業規則の一部変更

▼前回の理事会、総務委員会の答申を受けて審議。育児・介護休業法の改正や内部監査における就業規則の見直し指摘を踏まえ、就業規則の一部変更を

平成二十四年二月一日付けで施行することを決定した。また、使用者責任に伴う労働時間管理のための「職員就労時間等管理表」の様式変更を決定した。  
▼一部変更した就業規則は、①みわTMRセンター就業規則、②庄原TMRセンター就業規則、③ミルクファームハル就業規則、④酪農ヘルパー職員就業規則、⑤上記①から④を除く事業場を対象とした就業規則、⑥介護休業及び介護短時間勤務に関する規程、⑦育児休業及び育児短時間勤務に関する規程。軽微な字句の補正等は組合長一任とした。

協議十一  
服務規程の新設

▼職員が社会人としてのマナーを守り、コンプライアンス方針や組合の諸規程類を遵守し、かつ、組合の職場秩序の維持と業務の円滑な運営を行うことを定めた服務規程を平成二十四年二月一日付けで新設施行した。なお、軽微な字句の補正並びに表現等の修正は組合長一任とした。

○今月の表紙

二月十二日、第二十六回中国女子駅伝が開催され全国から集った五十三チームが五区間約二十一kmの距離で順位を競い、優勝は一般の部「エディオン」、都市の部「東広島陸協」が輝いた。  
当日は、小春日和を感じる晴天の中、各区間中継所付近の沿道には大勢の人たちが応援に駆けつけ、郷土選手の姿・ゼッケンが眼に入ると「○がんばれー、ラスト・ラスト」と熱い声援が飛び交った。

こうした光景の中で、コース沿道をリュックを背負って走る、年の頃は六十歳後半と思える男女お二人に出会った。  
お二人は、向かい風の中、足取り軽やかに淡々と会話しながら走り、駅伝コースを走り去る選手に大きな声援を送り続けられていた。  
信号待ちの時間、この二人に声を掛けてみた。「お元気ですね。足取りも軽やかですね。いつも走っておられるのですか?」と尋ねたところ、



女性から「昨日の土曜日は、十kmマラソンで走ったヨ、走って汗を流すことが気持ちよくて良く走ってるヨ・・・。今日は、リュックを背負っているから遅いけど・・・。」という言葉が返ってきた。心の中で「老人の鉄人、すごい」と思った。  
信号待ちから再スタート、カメラを抱えて、しばらくの間ジョギングで二人の後ろ姿を追ったものの、こちらは息が切れてしまった。何事も、継続は力なりと感じ、ジョギングの楽しさの一端に触れることが出来た。  
本誌表紙写真は、この折りにショットしたものである。